

神川町訪問介護ステーション・神川町社会福祉協議会ケアプランセンター
虐待防止検討委員会要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）の 3 運営に関する基準の（22）虐待の防止①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第 1 号）の規定に基づき、神川町訪問介護ステーション、及び神川町社会福祉協議会ケアプランセンター（以下、「当事業所」という。）における虐待の防止のための対策を検討する本委員会について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 当事業所が主宰する委員会の名称は、神川町訪問介護ステーション・神川町社会福祉協議会ケアプランセンター虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

(協議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針に関すること
- (2) 委員会その他事業所内の組織に関すること
- (3) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (4) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

- (5) 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- (6) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (7) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (8) 前項の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(組織)

第4条 委員会は、次の掲げる者を委員として構成する。

- (1) 社会福祉法人神川町社会福祉協議会事務局長
- (2) 当事業所の管理者
- (3) 虐待防止の知識を有する者

2 委員は無報酬とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、定期的を開催するとともに、必要に応じ随時開催する。
- 4 会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 5 委員は、会議に出席することができない場合は、あらかじめ、書面をもって会長若しくは他の委員に議事の協議について委任すること又は議事に係る意見等を書面により提出することができる。
- 6 議事は、委員の合意によって決するものとするが、協議が調わないときは、会長及び副会長の協議によるものとし、会長及び副会長の協議が調わないときは、会長が決するものとする。
- 7 第5項の規定による議事の協議の委任があったときは、第2項及び前項の規定は、委員が出席し、及び議事の合意に加わったものとする。
- 8 会長は、会議の運営のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務の処理及び虐待防止に関する相談、苦情等に対応するため事務局を神川町訪問介護ステーションに置く。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は
会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の神川町訪問介護ステーション・
神川町社会福祉協議会ケアプランセンター虐待防止検討委員会要綱の規定は
令和 6 年 4 月 1 日から適用する。